

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第724号）

2024年6月14日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

中国人民銀行など、低炭素化事業への金融支援を強化する指針を公表

中国人民銀行(PBOC)は2024年4月10日、国家発展改革委員会、工業情報化部、国家金融監督管理総局(NFRA)などと連名で、低炭素化事業への金融支援を強化する指針となる『グリーン・低炭素化発展に対する金融支援の更なる強化に関する指導意見』を公表しました。この指導意見は、グリーンファイナンス関連標準の整備や情報開示の強化、関連金融商品と市場の発展促進などに関する21の措置を盛り込みました。

■ 直近の重要政策

マクロ政策

- ✓ **企業を不平等に扱う法令規則と政策の整理展開に関する公告**
(国家市場監督管理総局、5/13)

産業政策

- ✓ **電力市場監督管理弁法**
(国家発展改革委員会、5/8)



MIZUHO

瑞穂銀行

—— WeChat公式アカウント ——

■ 注目トピックス

中国人民銀行など、低炭素化事業への金融支援を強化する指針を公表

中国人民銀行(PBOC)は 2024 年 4 月 10 日、国家発展改革委員会、工業情報化部、国家金融監督管理総局(NFRA)などと連名で、低炭素化事業への金融支援を強化する指針となる『グリーン・低炭素化発展に対する金融支援の更なる強化に関する指導意見』¹(以下、指導意見)を公表しました。指導意見は、グリーンファイナンス関連標準の整備や情報開示の強化、関連金融商品と市場の発展促進などに関する 21 の措置を盛り込みました。

今後の目標について、指導意見は「今後 5 年間で、低炭素化事業に係る金融インフラ、環境情報公開、リスク管理、金融商品と市場、政策支援に関する制度及びグリーンファイナンス関連標準の整備に注力し、グリーンファイナンスをめぐる地域的な改革を段階的に推進し、国際協力をさらに緊密化させていく」と明記しました。また、35 年までに、低炭素化事業に対する金融支援の標準体系と政策支援制度をさらに成熟させ、資源配分、リスク管理と市場のプライシング機能をさらに発揮させることも目標に掲げました。

指導意見の主な内容については、以下図表 1 をご参照ください。

【図表 1】指導意見の主な内容

項目	主な内容
①グリーンファイナンス標準体系の最適化	<p>1. 金融システムにおける炭素会計の展開を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 健全な金融機関の炭素排出量計算方法とデータベースを構築し、金融システムにおいて成熟した炭素排出量計算方法と実績の普及を推進し、統一した金融機関と金融業務に関する炭素排出量計算標準を制定する。金融機関が自社と投融資事業に関する炭素排出量データの管理と統計を強化することを推進する。 金融機関及び企業がビッグデータ、フィンテックなどの技術手段を炭素会計業務に活用することを奨励する。 <p>2. グリーンファイナンス標準体系の整備を継続</p> <ul style="list-style-type: none"> グリーンボンドの調達資金の用途、情報開示と監督管理に関する要求を統一し、グリーンボンドの評価・認証基準を整備する。企業のグリーンボンド発行の利便性を高める。 『グリーンボンド支援プロジェクト目録』の推薦プロジェクトガイドライン、グリーンボンドの炭素排出量計算方法と開示基準を制定し、発行体に対し調達資金を投じたプロジェクトの炭素排出削減量と炭素排出量を計算・開示するよう求める。 グリーンローンと脱炭素保険の標準体系の整備を進める。脱炭素銘柄の標準策定も検討する。温室効果ガス (GHG) の項目別計算、開示と統計を適時に推進する。 移行金融関連標準の策定を加速させ、条件を満たす工業分野の低炭素化プロジェクトなどを支援対象に組み入れる。
②情報開示の強化	<p>3. 金融機関と資金調達者を中心に環境情報の開示を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種金融機関をカバーする環境情報開示制度の段階的な構築を模索し、上場企業、債券発行体が法に基づき環境情報を開示することを推進する。上場企業の ESG 情報開示手引きを整備する。 金融機関が高炭素資産のエクスポージャーを開示し、突発的な気候変動関連のリスクの適時開示制度を構築することを奨励する。グリーンファイナンス統計データを定期的に公開する。 <p>4. 環境情報開示と評価の質を向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関の環境情報開示指南の整備を検討する。信用格付機関が環境、社会とガバナンス (ESG) の要素を信用格付方法とモデルに組み入れることをサポートする。 重点汚染物排出企業 (各地政府が毎年リスト公表)、強制的クリーン生産の審査を受ける企業、関連規定を満たす上場企業、債券発行体が法に基づき開示した環境情報、炭素排出情報などの共有を推進する。

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/5325946/index.html>

【図表 1】 指導意見の主な内容（続き）

項目	主な内容	
③グリーンファイナンス商品と市場の発展促進	5. 炭素排出権取引市場の整備を推進 ➤ 法令規則と技術規範に基づき、炭素排出権の登記、取引、決済を実施し、炭素排出量の計算、報告と査定を強化する。 ➤ 炭素排出権と連動する金融商品及び取引方式の充実化を検討し、取引主体の範囲を段階的に拡大する。 ➤ 炭素排出権の割当量を合理的に抑え、取引市場の流動性を高め、市場のプライシングメカニズムを最適化する。	
	6. グリーンローンによる支援を強化 ➤ 法令規則を遵守し、リスクをコントロールでき、サステナブル経営が可能であることを前提に、金融機関がグリーンファイナンスもしくは移行金融の標準を利用し、エネルギー、工業、交通、建築などの分野における低炭素化事業に対する与信を拡大することを奨励する。 ➤ 市場原理に基づき、国内事業者による海外での借入に対し信用補完サービスを提供することを模索する。 ➤ グリーンサプライチェーンのイノベーションと浸透を推進するため、関連金融インフラの整備に注力する。	
	7. 資本市場による低炭素化事業へのサポートを一層強化 ➤ 低炭素化事業への投資を後押しするため、条件を満たす企業による国内外市場での上場・増資を支援する。企業と金融機関によるグリーンボンド、グリーンABSの発行も大々的に支援する。 ➤ カーボンニュートラル債とESG債を積極的に発展させる。クリーンエネルギーなどに関するインフラプロジェクトが不動産投資信託(REIT)を発行することを支援する。地方政府が条件を満たす生態環境保護関連事業を地方政府債の支援対象とすることを支援する。生態環境指向型開発(EOD)プロジェクトに対する金融支援を強化する。 ➤ 海外機関がグリーンパンダ債を発行し、国内のグリーンボンドに投資することを奨励する。	
	8. 脱炭素保険とサービスの発展に注力 ➤ 保険会社が市場原理に基づき低炭素化事業と関連プロジェクトを支援し、保険料率を企業の炭素排出量と連動させるメカニズムの構築を検討することを奨励する。新エネルギー車向け保険の発展を推進する。	
	9. グリーンファイナンス市場の参加者を拡大 ➤ 年金基金などの機関投資家によるグリーンファイナンス商品への投資を呼び込む。 ➤ 銀行がグリーンファイナンスに特化した拠点を設置し、グリーンファイナンスの発展を金融機関の評価体系に組み入れることを奨励する。 ➤ 条件を具備し、意欲を持つ金融機関がグリーンファイナンス、サステナブルファイナンスなどに関する国際イニシアティブもしくはグローバルコンパクトを採択または署名することを奨励する。 ➤ 取引口座の開設、取引、登記、クリアリング、決済、外貨取引及び越境送入金などの段階において、海外投資家による国内のグリーンファイナンス商品の運用に便利な金融サービスを提供する。 ➤ 脱炭素関連業務については、パリ協定に基づいた国内規定に従って管理する。	
	④政策協働と制度上の保障の強化	10. 法整備を推進 ➤ グリーンファイナンス分野における法整備を推進する。条件を備える地方が法に基づき率先して地方的なグリーンファイナンス関連法令規則を公布することを奨励する。 ➤ グリーンファイナンスにおける商業銀行の社会的責任及び与信審査の免責制度の明確化を検討する。
		11. 金融機関のグリーンファイナンス業務に対する評価制度を整備 ➤ 政策実行についての追跡評価を不定期に展開し、金融機関のグリーンファイナンス業務及び能力に対する評価を強化し、金融機関が保有するグリーンファンド及び海外のグリーンファイナンス関連資産を段階的に評価対象に組み入れる。 ➤ 金融機関が移転価格の調整と経営資源の分配などを通じて低炭素化事業への金融資源の投入を増やすことを奨励する。炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラルに向けた金融支援に関する業務実績を金融機関の上級管理者の評価項目に組み入れる。

【図表 1】指導意見の主な内容（続き）

項目	主な内容
④政策協働と制度上の保障の強化	<p>12. 金融政策手段を充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 条件を満たす金融機関に対し低コストの資金を提供し、金融機関が炭素排出削減効果の著しい重点プロジェクトに優遇金利での融資を提供することを支援する。 ➢ サステナビリティを中央銀行の外貨準備の長期管理目標に段階的に組み入れ、グリーンボンドへの投資を継続する。
	<p>13. 排出量の高い業界とプロジェクトの低炭素化を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 条件を具備する金融機関、民間資本が移行基金を組成することを奨励する。 ➢ 金融機関がクリーン輸送、クリーン暖房と重点業界の超低排出改造を支援するよう指導し、クリーンエネルギーの研究開発、投資、普及を大々的にサポートし、石炭のクリーン・高度利用を引き続き促進し、金融資源による環境保護実績の高い企業への配分を奨励する。 ➢ 移行債の発行を支援する。排出量の高い業界とプロジェクトの炭素排出削減情報をプロジェクトの与信評価、信用システムの整備と結びつける。排出量の高い業界の低炭素化とDX化、スマート化を推し進める。
	<p>14. グリーンファイナンスをめぐる地域的な改革に注力</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ グリーンファイナンス改革イノベーション試験区のアップグレードと拡大を段階的に展開する。条件を備える地方が気候変動対応に資する投融資の試行を展開することを支援する。グリーンファイナンス関連標準が試験区に先行導入することを推進する。
	<p>15. 国の重要地域戦略に低炭素化への支援を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ オンショアのグリーンファイナンス市場の発展と上海国際金融センターの構築、人民元国際化との協働を推進し、人民元建てグリーンファイナンス商品の国際的影響力を向上させる。長江デルタ地域の環境情報共有メカニズムを整備し、グリーンファイナンス情報管理システムを長江デルタ地域に先行導入することを推進する。 ➢ 京津冀（北京・天津・河北）、「粵港澳大湾区」（広東・香港・マカオ）グレートベイエリアなど重要な国家戦略的地域においてグリーンファイナンス産業の発展を支援し、国際的なグリーンボンド認証機関を設立する。
⑤気候変動関連健全性管理とリスク対策の強化	<p>16. 健全性管理体制を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 気候変動関連リスクをマクロプルーデンス政策枠組みに段階的に組み入れ、金融機関による低炭素化事業への支援を促し、金融機関が金融管理部門に高炭素資産の規模、割合及びエクスポージャーなどの情報を定期的に報告するように推進する。
	<p>17. 金融機関のリスク対応力を増強</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 金融機関が気候変動関連リスクをリスクマネジメント制度及び企業統治の枠組みに組み入れることを推進する。金融機関が気候リスクのストレステスト、シナリオ分析などのツールを利用し、気候リスク評価を展開し、内部統制制度、政策手段と業務フローを改善し、移行リスクに有効に対応することを奨励する。
⑥国際協力の強化	<p>18. グリーンファイナンスをめぐる協力を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ G20、金融安定理事会 (FSB)、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク (NGFS)、サステナブルファイナンスに関する国際プラットフォーム (IPSF)、国際決済銀行 (BIS)、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)、Sustainable Banking and Finance Network (SBFN)、証券監督者国際機構 (IOSCO) などの多国間・二国間協力メカニズムに積極的に参加する。グリーンファイナンス関連国際標準の制定に積極的に参加し、国内外標準の整合化を推進する。国内外投資家による関連金融商品への投資を便利にする。
	<p>19. 「一帯一路」でのグリーン投資を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 銀行、未公開株投資会社、資産運用会社などの金融機関が「一帯一路」関係国・地域でグリーン投資を展開することを奨励する。
⑦組織的な実行保障の強化	<p>20. 党組織の指導を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 政府部門間の連携と情報共有、金融機関と企業の意見交換を強化し、企業による低炭素化への移行と技術改良を促し、関連政策の着実な実行を推進する。
	<p>21. グリーンファイナンス能力の整備に注力</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ グリーンファイナンスをめぐる研修の展開に力を入れる。金融機関が国内外の同業他社と気候リスクのストレステスト、シナリオ分析などに関する技術交流を展開することを支援する。

（指導意見に基づき、中国アドバイザー一部作成）

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

マクロ政策

企業を不平等に扱う法令規則と政策の整理展開に関する公告

(原文：关于开展涉及不平等对待企业法律法规政策清理工作的公告)

国家市場監督管理総局2024年5月13日公表

【主要内容】

- 国家市場監督管理総局は、企業を不平等に扱う法令規則と政策の整理展開に関する党中央と国务院の方針を着実に実行するため、関連問題の手がかりを募集するとした。以下の情状のいずれかがある場合、24年9月30日までにfgql@chinalaw.gov.cnにメールすることを望む。メールには問題のある法令規則と政策の名称、法令番号(若しあれば)、公布日及び企業を不平等に扱う具体的な内容と関連説明を明記しなければならない。
- ①市場参入と撤退を妨げる。インフラプロジェクトの建設、入札、政府調達などの面で不合理または差別的な参入・撤退条件を設定する。特定の事業者が提供する商品・サービスの取扱い、購入、利用を限定する。法的根拠のない審査承認、事前届け出など行政許可類の手続き、仲介サービス事項を設置する。市場参入ネガティブリスト以外の業種、分野、事業などに対して審査承認または行政許可類の届出手続きを設置する。法に反して(公共サービスの提供を認める)特許経営権を設置する、または公平な競争を経ずに企業に特許経営権を付与する。
- ②要素の平等な取得、自由な流動と商品、サービスの自由な流動を妨げる。域外及び輸入品・サービスに対して差別的な価格、補助金政策を取る。域外及び輸入品・サービスの現地市場への導入を制限するまたは現地の商品・サービスの輸出を妨げる。域外の企業が現地の公共資源取引活動に参加することを排除、制限する。域外の企業による現地での投資または拠点設立を排除、制限、強制する。域外の企業による現地での投資または拠点設立に対して差別的な待遇を与え、その合法的な権益を侵害する。法に反して移転条件を増設し、企業の移転または撤退を制限する。企業による資金、土地、人材などの要素取得に対し不合理な制限規定を実行する。
- ③生産経営コストに影響を与える。法令規則に違反し、補助金と要素の取得、租税、環境保護基準、汚染物排出権限などの方面で特定の企業に優遇措置を与える。財政支出を特定企業が納付した税額、料金などと違法に連動させる。法令規則に反して特定の事業者が納付すべき社会保険料、税金などの減免・徴収猶予を実施する。事業者に各種保証金の提供を違法に要請または差し押さえる。法令規則に反して、政府から投資資金、融資などの取得の面で差別的な要求を設ける。
- ④企業の生産経営に影響を与える。企業に対し独占禁止法が規定した独占行為の実施を強制する。生産経営に係る機微な情報を無断開示または企業に開示強要し、その他の事業者による独占行為の実施に便宜を提供する。政府の権限を超えて価格設定を行う。市場原理に基づき価格が決められた商品とサービスの値決めを違法に介入する。
- ⑤行政法執行。法に反して企業によって差別的な検査事項、検査頻度を違法に設定する。企業によって異なる行政裁量の基準を設け、特定の企業に対して明らかに差別的な行政処分、行政強制措置、行政強制執行の決定を下す。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2024/art_b21a636348794e788f1c5ac994435c99.html

産業政策

電力市場監督管理弁法

(原文：電力市场监管办法)

国家発展改革委員会2024年5月8日公表、24年6月1日実施

【主要内容】

- 国家発展改革委員会は、『電力体制改革の更なる深化に関する若干意見』（中共中央、国務院15年3月公表）と『全国的な統一大市場の構築加速に関する意見』（中共中央、国務院22年4月公表）の方針に沿い、『電力監督管理条例』（国務院05年2月公表）などの関連規則に基づき、電力市場監督管理弁法（以下、弁法）を策定した。弁法は24年6月1日より実施する。弁法の実施により、05年10月公表の『電力監督管理条例』（以下、05年版弁法）は廃止となる。05年版弁法に比べ、今回の改正点は主に以下の通りである。
- 電力取引主体、電力市場運営機関（電力取引所、電力需給調整機関）、送配電サービスを提供する電力企業が電力市場の監督管理対象となることを明確にした。電力取引主体については、従来の発電企業、電力需要家に加え、売電事業者とエネルギー貯蔵企業、VPP（バーチャルパワープラント・仮想発電所）、負荷管理システムを追加した。
- 売電事業者、電力需要家、エネルギー貯蔵企業、VPP、負荷管理システムに対する監督管理の内容を追加した。
- この他、電力企業系の売電事業者による市場取引への参加、電力企業の電力購入代行に対する監督管理の内容も追加した。
- また、『電力先渡取引基本規則』に基づき、電力市場運営機関に市場運営状況に対するモニタリングとリスク対策の実施を義務付けた。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202405/t20240506_1366319.html

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。